

令和7年第2回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和7年2月27日(木) 午前9時00分～11時30分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員 (11人)

会長	12番	前田浩二
	1番	池田善之
	2番	蓑手幹夫
	3番	樋ノ口正信
	4番	川畑千秋
	5番	西美香
	6番	木場由美子
	7番	野元京子
	8番	古賀久美子
	9番	西村四男
	10番	外薊健藏

出席農地利用最適化推進委員 (3人)

串木野地区1	藤園宗男
串木野地区2	井手迫正博
市来地区	永井美治

出席職員 後潟局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員 (6番 木場 由美子 委員 ・ 7番 野元 京子 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第3号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法について
日程第2 議案第5号	農地法第3条第1項の規定による許可申請(7件)について
日程第3 議案第6号	農地法第5条事業計画変更に係る申請(2件)について
日程第4 議案第7号	農地法第4条第1項の規定による許可申請(1件)について
日程第5 議案第8号	農地法第5条第1項の規定による許可申請(2件)について
日程第6 議案第9号	農用地利用集積計画案・中間管理法一括方式(27件)について
日程第7 議案第10号	農用地利用配分計画案(耕作者変更機構貸出)について(7件)

会議の概要

局長 皆さんおはようございます。ただ今から、令和7年第2回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに会長よりあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 会長どうもありがとうございました。それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。会長よろしくお願いたします。

議長 それでは私の方で議長を務めさせていただきます。まず、本日の農業委員の出席状況について報告をお願いします。

局長 農業委員定数 12 名で、現在数 12 名に対しまして出席委員数 11 名、欠席委員 1 名で過半数に達しております。よって農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の 3 名の方々も出席されていることを、ご報告いたします。

議長 それではお手元の会次第に基づきまして進めさせていただきます。議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名について、いちき串木野市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、恒例により私の方で指名させてもらってよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、本日の議事録署名委員については、6 番 木場由美子委員と、7 番 野元京子 委員を指名したいと思います。よろしくお願いたします。それでは早速議事に入ります。

日程第 1 報告議案第 3 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知（農地中間管理法）分についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 1 ページをお願いします。日程第 1 報告議案第 3 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知中間管理法分は 12 件 26 筆 24,054

m²です。1番から4番は後程 27 ページからの、日程第6議案第9号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画案（一括方式）の7番、8番、10番、27番で、下山地区の地域計画に合わせて、地域の方々と一緒に契約を開始するための借人と貸人からの合意解約です。5番から11番は後程 31 ページの、日程第7議案第10号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画案にて、新たな耕作者と中間管理事業で契約をするための解約で、借人からの合意解約です。また12番は、現在の耕作状況が悪いため、新たな耕作者と今後契約をするための借人と貸人からの合意解約です。次の耕作者は決まっているようですので、近いうちにまた契約の手続きが進められるということです。よろしくお願ひします。

議長

ただ今事務局の方から説明がありました。今回は12件の合意解約ということでございます。皆さんの方から、何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第1報告議案第3号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分12件については、通知のあったとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第1報告議案第3号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分12件につきましては、いずれも通知のあったとおり受理することで決定いたしました。

次に進みます。日程第2議案第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は7件です。7件全てについて事務局の説明及び現地調査の報告が終了した後に、質疑に入りたいと思います。それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査

日程第2議案第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は7件です。3ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ所有する農地を、贈与により譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。親戚のため、今までも相対で耕作をしておられます。調査は【正】を裏手委員、【副】を外菌委員をお願いしてあります。よろし

くお願いします。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員 2番蓑手です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1についての調査報告をいたします。2月25日(火)午後3時から、現地で譲受人立会いのもと、外菌委員と私が調査をいたしました。位置図につきましては3ページ、4ページを参照してください。申請地は農用地区域内農地です。譲受人は申請地2筆を贈与で取得し、耕作面積を拡大して、隣接する所有地の田と併せて米作をして販売する計画です。労働力は常時1人ですが、必要な時には妻の応援をもらうとのことです。農機具の保有状況は、米作りに必要な農業機械を所有しておられます。通作距離は約7kmで、12分程です。私どもの調査では、持続した耕作がなされると判断し何ら問題はないと判断しました。皆様のご審議方をよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは次にNo.2について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 5ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から所有する農地を、売買にて譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。申請地は譲受人の自宅敷地の隣です。今回の売買のために、〇〇番の道路の所有権1/2を、同じ所有者から売買にて取得する予定です。調査は【正】を外菌委員、【副】を蓑手委員にお願いしてあります。
よろしく申し上げます。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

外菌委員 10番外菌です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2について、2月25日14時より代理人立会いのもと、蓑手委員と私が調査を実施しましたので報告いたします。申請地の位置図は5ページ、6ページをご参照ください。申請地は農用地区域外農地です。申請地は譲受人の自宅の隣で、現状は何も植付けされていません。取得後の営農計画はブルーベリーを3本、コットンフラワーを15本、ミニトマトを5本程度植付けし、全て自家消費の予定です。作業は1人で、鍬を使います。自宅の隣なので、朝晩管理できます。申請地の南側に竹やぶがあり、このまま放置すれば竹の根が張り込んでくるため、耕作をすることで竹の侵入を防ぐ意味からも、取得して作付けしてもらった方がいいと思われれます。植付け及び収穫は手作業で、病害虫発

生時の薬剤散布は、スプレー剤を用います。以上のことから、問題はないと思われませんが、皆様方のご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございました。つぎにNo.3について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 7ページをご覧ください。No.3についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から所有する農地を、売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。No.4も同じ譲受人の申請で、所有する田と一緒に耕作をしたいそうです。調査は【正】を木場委員、【副】を樋ノ口委員にお願いしてあります。よろしくお願いたします。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

木場委員 6番木場です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3について、2月24日午後3時より申請人と、樋ノ口委員と私で調査を実施しましたので報告いたします。位置図は7ページ、8ページを参照してください。譲受人の住まいは、3km位離れた所ですが、申請地の近くに実家があり、集落は遊休地や荒廃が進んだことから、これを少しでも減らしたいということで耕作不能な近隣の地権者から依頼を受けて耕作していらっしゃる方です。農機具はトラクター、コンバイン、草払い機等一式所有しています。私達が調査した結果、問題はないと見てきました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。次にNo.4ですが、その次のNo.5と関連がありますので、No.4、No.5は一緒に説明をお願いしたいと思います。それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査 9ページをご覧ください。No.4についてご説明いたします。譲受人の所有する田とNo.5の申請人の所有する田を、交換をするための申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。No.3と同じ譲受人の申請で、所有する田と一緒に耕作をするためです。調査は【正】を木場委員、【副】を樋ノ口委員にお願いしてあります。

続きまして11ページをご覧ください。No.5についてご説明いたします。譲受人の所有する田とNo.4の申請人の所有する田を、交換するための申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。所有する〇〇番の田と一緒に耕作をするためです。調査は【正】を樋ノ口委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。

よろしくお願いたします。

族で作業をされます。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、刈払機等一式所有されており、申請地近くの実家倉庫に保管されています。通作距離は約 20 kmです。私どもの調査では、何ら問題はないと判断しましたが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それではNo.7について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 15 ページをご覧ください。No.7についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から所有する農地を、売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は5条申請のNo.1と、No.2に分筆をした残りの農地で、農用地区域外農地です。調査は【正】を池田委員、【副】を西村委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

池田委員 1番池田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.7について説明をいたします。2月21日午前10時30分より、代理人の行政書士立会いのもと、西村委員と調査を実施しましたのでご報告いたします。申請地は農用地区域外農地です。位置図は15、16ページを参照してください。申請地は現在譲受人は耕作していませんが、売買にて取得して、自家消費用のサツマイモやカボチャ等を栽培することです。農作業に従事する者は1名で、農機具一式を持っておられます。自宅からの通作距離は20mです。調査の結果、何ら問題はないと考えます。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただ今No.1からNo.7件まで事務局の説明と現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。個別にそれぞれ質疑を受けたいと思います。まず3ページ、4ページのNo.1について、何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。次に5ページ、6ページのNo.2について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。次に7ページ、8ページのNo.3について、ご質

疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。次の9ページから 12 ページのNo.4とNo.5について、何かご質疑ございませんか。ちょっと私の方から、交換ということですが、若干面積に差があるようなんですけど、そこらあたりについては特に異議はなかったんでしょうか。

棚町主査 よろしいですか。

議長 はい、どうぞ。

棚町主査 そこについて、譲受人の方から書類の中に説明が書いてありまして、交換する農地の面積の差は譲り受ける面積が〇〇さんの方が〇〇さんより広くなるものですから、〇〇さんが譲り受ける乗り入れ口を〇〇さんの方が工事を行う費用を負担することで、相殺しますということです。

議長 了解しました。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。次の 13 ページ、14 ページのNo.6について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。次の 15 ページ、16 ページのNo.7について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようですので、一括してお諮りしたいと思います。日程第2議案第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請7件につきましては、いずれも申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第2議案第5号農地法

第3条第1項の規定による許可申請7件につきましては、いずれも申請のとおり許可することで決定いたしました。

次に進みます。日程第3議案第6号農地法第5条事業計画変更に係る申請についてを議題とします。今回の変更申請は2件ですが、関連がありますので、一括して議題とします。また、次の日程第4議案第7号農地法第4条第1項の規定による許可申請1件についても、日程第3の議案と関連がありますので、併せて一括して議題といたします。それでは事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第3議案第6号農地法第5条事業計画変更に係る申請2件についてであります。17 ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。令和3年11月許可の建売住宅5棟について、今回事業計画変更申請が提出されました。変更の主な理由は、コロナ明けで資材や業者の確保ができない等様々な要因が重なり、計画が進められなかったことによるものです。詳細については、別紙の建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領等と一緒に配付してあります理由書をお目通しください。土地は既に宅地造成され、3筆の畑 2,409 m²が現在は11筆に分筆され、宅地 2390.6 m²に変更されております。No.1では建売住宅の棟数の変更で、2409 m²に5棟の建売住宅の建築計画となっていました。2390.6 m²の一部に1棟建築への変更になります。この1棟については、令和4年6月に売買まで済んでいるもので、分筆後の地番で言うと〇〇番で、369.37 m²になります。

続きましてNo.2の申請についてご説明いたします。19 ページをお開きください。No.1で変更しました建売住宅1棟分の 369.37 m²を除いた10筆 2021.23 m²に、当初計画残り4棟の建売住宅を特定建築条件付土地として活用し、5区画に事業計画を変更したいというものであります。この特定建築条件付土地について、別紙配付の建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領等をご覧ください。簡単に説明しますと、普通宅地造成が認められている農地は、用途地域が定められている第3種農地となっておりますが、特定建築条件付土地は、次の要件を全て満たすことが確実に認められる時は、宅地造成のみを目的とするものに該当しないものとして取扱うことが出来るものとなっております。その要件とは、「3 建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱い」で、マーカー部分の(1)～(3)になります。(1)が農地転用業者と土地購入者が売買契約を締結し、その転用業者又は転用業者が指定する建設業者とおおむね3ヶ月以内に土地購入者が建築請負契約を締結すること。(2)がその建築請負契約について、おおむね3ヶ月以内に締結しなかった場合、土地の売買契約が解除されることが、当事者間の契約書において規定されていること。(3)が農地転用業者は、期間内に全てを販売することが出来ないと判断した時は、残りの土地に自ら住宅を建築すること。この3つの要件になります。期間については、1区画の場合許可後2年以内、2区画の場合許可後2年半以内、3区画以上で

は許可後3年以内となっております。建売住宅から特定建築条件付土地に変更することによって、購入者は自分の要望する家が建てられることにより、建売住宅よりも売れる見込みが増えると思われれます。

続いて日程第4議案第7号農地法第4条第1項の規定による許可申請1件についてであります。21 ページをお開きください。事業計画変更のNo.2の建売住宅を、特定建築条件付土地として5区画変更するにあたり、4条申請を提出するものであります。申請人は当初許可申請時、特定建築条件付土地での申請ができるという選択肢を知らず、建売住宅で申請をしました。今般当該地の事業計画を推し進めるにあたり、検討を重ねた結果、直近の販売実績については建売住宅が落ち込み建築条件付の成約率が高くなっていることが判明したため、特定建築条件付土地として活用した方が、収益増加及び経営安定が図られることから、5区画を特定建築条件付土地として利用したいための申請であります。なお、申請書のその他参考となる事項欄に農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することが出来ない場合は、許可後3年以内に自ら住宅を完成させる旨の記載があります。第3種農地で、駅より300m以内農地であります。調査委員は【正】を西委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

西委員

5番西です。農地法第5条事業計画変更に係る申請No.1、No.2と、農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1について調査報告いたします。2月24日午前9時より、代理人の行政書士立会いのもと、川畑委員と調査を実施いたしました。資料の17ページから22ページをご覧ください。

まず、令和3年11月に5条申請で建売住宅5棟の許可が出ましたが、現在1棟しか建てておらず、残り4棟の建売住宅の建築及び需要が見込めないため、事業計画を変更したいための申請です。

No.1で建売住宅5棟の許可を1棟へ変更します。この1棟は既に売却済みです。

次にNo.2で、No.1の建売1棟分を除いた面積で、残りの建売住宅4棟を特定条件付き土地として5区画の利用に変更するものです。

続いて、農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1についての調査報告になります。農地区分は第3種農地、300m以内農地です。申請人は、当初特定建築条件付き土地での申請の存在を知らず、建売住宅で申請をしましたが、今般建売住宅の需要が落ち込み、建築条件付きの成約率が高くなっていることから、特定建築条件付き土地として活用した方が収益増加及び経営安定が図られるため、5区画を特定建築条件付き土地として利用したいための申請となります。土地条件としては、既に造成済みで、南側の地目畑は耕作されていませんし、

一段高くなっています。用水計画としては公共上水道、雨水排水は〇〇番の通路に沿った水路放流。汚水生活雑排水は合併浄化槽を利用します。東と西は市道、南は畑、北は宅地になります。4条申請のその他として、必要条件が3つあります。別紙をご覧ください。3年間の期間内に売れないと判断した区画は、申請者が建築し、販売することとなっております。その場合の融資予定証明書が添付されています。その他備考欄に添付書類が記載されています。許可後3年程建築着工されなかった理由としては、申請者が入退院を繰り返しており、その間に資材の価格高騰やコロナ禍による生活スタイルの変化もあり、土地購入者が自分好みの家を建築したい要望が増えてきているためとのことです。転用申請に関しては問題ないと見ましたが、皆様のご審議の程よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。ただ今事務局の説明と現地調査の報告がありました。何か皆さんご質疑ございませんか。

外菌委員 はい。

議長 はいどうぞ。

外菌委員 この中に土地売買契約書が添付されていますと載っていますよね。事務取扱要領の中で、一定期間(おおむね3ヶ月以内)に建築請負契約を締結することと書いてありますけど、結局今の時点で何棟程3ヶ月以内に建築をするのでしょうか。

西委員 3年です。

松原主査 土地を購入しても契約を結んだら3ヶ月以内に建築請負契約を締結することになっております。

外菌委員 そういうことですか、わかりました。

議長 他にご質疑ございませんか。ちょっと私の方からいいですか。別紙で配付された資料の2枚目、記 1 (3)に黄色で表示をしてありますが、今回は5区画になりますので、(3)の3区画以上に該当して、もし個別に売買ができなかった場合には、最終的に申請者の〇〇が家を建てて販売するということになるんですが、その期間が許可後3年以内ということになってはいますが、3年以内に完成をさせるということになってはいますので、家を作って完成までこぎつけないといけないということですか。

松原主査 はい、そうです。

議長 3年以内に着工するということではないんですね。

松原主査 完成しての完了になりますので。

議長 ということは、家を作るのに4～5ヶ月から半年かかるとは思いますけど、もし個別に売買ができなかった場合には2年半後は、〇〇が5棟を建築して完成させないといけないということですね。

松原主査 そうですね。

議長 他にご質疑ございませんか。冒頭事務局から説明がありましたこの農地は300m以内農地ということで、神村学園前駅から300m以内にある場所で第3種農地に該当するんですけど、都市計画法の用途地域が設定してないものですから、土地造成だけというのは認められないので、建売住宅か、今回上がってきている特定建築条件付土地で売買をするしか方法がないので、当初の建売住宅を止めて、特定建築条件付土地での売買に変更するという事です。私の方から補足をしますが、先程現地調査の報告で、21 ページの図面で南側に畑が2筆あると思うんですが、ここは耕作をしていないということだったんですが、〇〇が借りて牧草を作っている圃場ですので、今は牧草が生えている状態の畑ですのでご理解ください。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 他にご質疑ないようでございますので、一括してお諮りしたいと思います。日程第3議案第6号農地法第5条事業計画変更に係る申請No.1、2並びに日程第4議案第7号農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1、この3件については、いずれも申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第3議案第6号農地法第5条事業計画変更に係る申請2件並びに日程第4議案第7号農地法第4条第1項の規定による許可申請1件については、いずれも申請のとおり許可することで決定いたしました。

次に進みます。日程第5議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は2件ですので、2件につい

て事務局の説明及び現地調査の報告が終了した後に、質疑に入ります。それでは事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第5議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。23 ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は現在実家住まいで家が古く手狭であるため、申請地を贈与により譲り受けて住宅を建築したいための申請であります。資金については、譲受人と譲渡し人の父親の残高証明が提出されており、転用に充てることに相違ないという同意証明書が添付されております。また、既に農地法を知らず造成工事を行っており、始末書が添付されております。第2種農地でその他の農地であります。代替地として3筆検討しましたが、折り合いがつかなかった状況です。調査委員は【正】を池田委員、【副】を西村委員にお願いしております。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

池田委員

1番池田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について説明をいたします。2月21日午前10時40分より、代理人の行政書士立会いのもと、西村委員と調査を実施しましたのでご報告いたします。申請地は第2種農地で、その他の農地です。位置図は23ページ、24ページを参照してください。転用の目的は、現在実家住まいですが、家が古く手狭であるため、申請地を贈与により譲り受けて住宅を建築したいためです。譲受人による被害防除計画書等第5条申請の備考欄に記載されている書類が提出されています。申請地の周囲は東側と南側が道路、西側は住宅、北側は畑です。畑との境界にはブロック積みを行い、120cmの緩衝地を設けるそうです。なお、申請地の造成を無許可で行ったため、始末書が提出されており、建築着工は許可が下り次第すぐに行うとのことでした。用水計画は公共上水道、汚水生活雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水は溜枡を設けて東側道路側溝に放流するとのことでした。以上のことから問題はないと考えます。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。それではNo.2について、事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.2についてご説明いたします。25 ページをお開きください。譲受人の倉庫が本申請地から2.5m程高くなった隣地にあり、近年地盤が沈下してきており、このままでは土砂の流出や、建物の倒壊により隣地へも影響を及ぼす恐れがあるため、本申請地を買い受け、擁壁を設置したいための申請であります。宅地として合計541.22㎡となり、500㎡を

超過するため、理由書が添付されております。また、こちらも農地法を知らず、No.1 と同時に工事を行っており始末書が添付されております。第2種農地でその他の農地であります。土砂流出等を防ぐにはこの土地しかないため、代替地の検討は行っておりません。調査委員は【正】を西村委員、【副】を池田委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

西村委員 9番西村です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2について、2月21日午前10時50分より、行政書士立会いのもと、池田委員と調査を実施しましたので報告いたします。資料は25ページ、26ページを参照してください。申請地は第2種農地で、その他の農地であります。転用事由は、譲受人の倉庫が申請地から2.5m高くなった隣地にあり、崩落等を防ぐため、本申請地を買い受け、擁壁を設置したいためです。着工済みで、始末書が添付されています。周囲の農地には被害を及ぼす影響はなく、畑の境界にはブロックを積みます。排水は自然流下です。付近の状況は東に畑、西は宅地、南は道路、北は畑です。被害防除計画書他の添付書類については5条申請の備考欄に記載してあります。以上問題はないと見てきました。皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。ただ今2件について事務局の説明と現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。個別に質疑を受けたいと思います。まず23ページ、24ページのNo.1について、皆さんの方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。次の25ページ、26ページのNo.2について、何かご質疑ございませんか。ちょっと私の方から質問をしていいでしょうか。No.1との関連もあるんですが、もうブロックを積んでありますけど、あの法尻の下の方には小さな側溝は入るんですか。上から降った雨水があそこに溜まりそうな感じがするんですけど。No.1の住宅建築の外構工事で側溝が入るような計画はあるんでしょうか。

松原主査 側溝を設けるようなことは書いてはないんですけど。

議長 No.1の方では、住宅はこの土地の北側に寄せて作るんですかね。配置図はどんな風になっているんですか。

松原主査 畑側の方に作るようです。〇〇番側に寄せて作ります。

議長 入口が右側の道路側が進入口になるんですか。

松原主査 雨水の工事はされるようです。

議長 小さな側溝を入れないとまずいんじゃないかという感じはしますが、了解しました。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございますので一括してお諮りしたいと思います。日程第5議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請2件につきましては、いずれも申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第5議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請2件につきましては、いずれも申請のとおり許可することで決定いたしました。

次に進みます。日程第6議案第9号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画(一括方式)についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 27～30 ページをご覧ください。日程第6議案第9号令和7年5月1日開始の農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画案(一括方式)についてです。新規で23件、継続で4件、48筆40,950㎡です。7番、8番、10番、27番は、先程1ページで合意解約のご審議をいただきました農地です。1番は、今まで基盤強化法での契約から、今回中間管理事業で契約をすることになった農地です。2番から27番は、今度羽島下山地区の地域計画に合わせて契約をされる農地です。所有する農地のある方は、所有する農地と借入地を全て耕作しておられます。所有する農地の無い方は、借入地を全て耕作しておられます。よろしく申し上げます。

議長 今回は27件48筆ということですが、何か皆さんの方からご質疑ございませんか。私の方からよろしいですか。羽島の下山地区については、地域計画との関連があるということで、自分から自分への貸借というのが何件かあるようですが、機構集積協力金の関係でこういう

流れになっているんですか。

棚町主査 はい、よろしいですか。

議長 はい、どうぞ。

棚町主査 令和7年度になってから機構集積協力金の申請をされる予定になっており、7年度の3月末に補助金が出る見込みということです。

議長 はい、わかりました。そういうことで、自分の土地を自分に貸すという手続きがありますが、機構集積協力金で、集積をすればそれに対する交付金が出るという制度がありますので、それを活用するためにそういった貸し方をするというところでございます。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようですのでお諮りします。日程第6議案第9号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画案(一括方式)につきましては、ただ今説明があった27ページから30ページまでの内容で決定してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第6議案第9号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画案(一括方式)につきましては、ただ今報告のあった内容で決定いたしました。

次に進みます。日程第7議案第10号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画案(耕作者変更機構貸出)についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、今回は〇〇委員でございますが、すみませんがご退席をお願いいたします。

〇〇委員退席後

それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査 31ページをお願いします。日程第7議案第10号令和7年5月1日開始分の農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画案は、耕作者

変更機構貸出分で、7件 11筆 10,509㎡で新規の契約です。先程1ページからの合意解約通知の5番から11番でご審議いただきました農地です。所有する農地のある方は、所有する農地と借入地を全て耕作しておられます。所有する農地の無い方は、借入地を全て耕作しておられます。当初の契約内容を変更せず、耕作者の変更のみを行う場合に用いられる契約です。契約期間が中途半端な期間設定になっておりますが、中間管理機構の都合で、当初の契約日からの終期をそろえるため、残存期間で再契約を結ぶものです。よろしくお願ひします。

議長

ただ今、事務局の説明がございました。今回は7件 11筆 10,509㎡でございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますのでお諮りします。日程第7議案第10号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画案(耕作者変更機構貸出)については、ただ今報告のあった内容で決定してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第7議案第10号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画案(耕作者変更機構貸出)については、31ページ掲載の内容で決定いたしました。〇〇委員はまた自席へお戻りください。

〇〇委員着席後

以上で、議事については全て終了しました。

議事録署名委員

• _____

• _____

